

救急出動件数 198件
火災出動件数 6件
119 (令和3年1月～11月末)

くらしの伝言板

人の動き → 4,746人 (-8)
男 2,279人 (-3) / 女 2,467人 (-5)
世帯数 2,088世帯 (+1)
11月末現在の住民基本台帳 カッコ内は前月対比

福祉保健課 ☎ 47-5555 総合福祉センター
窓口 7番

要介護認定の方に障害者控除認定書を交付

身体障害者手帳や精神障害者保健福祉手帳などをお持ちの方のほか、介護保険の要介護認定(要介護度1～5)を受けている方は、所得税法や地方税法における「障害者控除」または「特別障害者控除」を受けることができます。

昭和32年1月1日以前に生まれた方で、介護保険の要介護認定(要介護度1～5)を受けている方については1月中旬に「障害者控除対象認定書」を交付します。

事前交付を受けた方については、お送りしませんのでご了承ください。

- 問合せ
 - ・障害者控除対象認定書については、福祉保健課介護保険係
 - ・税に関することについては、町民課町民税係

特定健診・各種がん検診などを実施

- とき
 - 1月26日(水)・27日(木)・28日(金)
 - 受付時間 6時～10時30分
- ※26日(水)は定員間近となっています。
- ところ 町公民館講堂
- 健診機関 JA北海道厚生連 遠軽厚生病院
- 対象
 - ・各種がん検診
 - 今年度で30歳以上の方
 - ※前立腺がん検診は50歳以上の男性となります。
 - ・肝炎検査
 - 今年度40歳以上の方(今までに肝炎ウイルス検査を受けたことがない方)
 - ・エキノコックス症検診
 - 次の地区にお住まいの小学3年生以上の方で、過去5年間エキノコックス症検診を受けていない方
 - 対象地域:旭町、仲町、栄町、日出町、日出、柏丘、穂波

- ・特定健診
 - 健診当日に国保に加入されている方で、今年度で40歳以上の方
- ・後期高齢者健診
 - 後期高齢者医療制度に加入されている方
- ・町民健診
 - 生活保護世帯の方、20歳～39歳までの方(健康保険の種類は関係ありません)
- 料金

・胃がん検診	1,200円
・肺がん検診	300円
・大腸がん検診	300円
・前立腺がん検診	400円
・肝炎検査	無料
・エキノコックス症検診	300円
・特定健診	1,200円
・後期高齢者健診	500円
・町民健診	1,200円
- ※誕生検診に該当する方は、無料で受診できます。
- 申込み・問合せ 福祉保健課健康増進係

訪問リハビリ支援を行います

- 町では、いつまでも自立した日常生活を送ることができるよう、生活動作の維持や拡大を図ることを目的にリハビリ専門職による訪問リハビリ支援を行います。
- リハビリ専門職からご本人の身体状況などに合った日常生活の過ごし方、運動の方法や住宅改修などのアドバイスを行います。
- とき 2月15日(火)
 - ところ
 - 希望される場所(ご自宅・総合福祉センターなど)で実施します
 - 定員 4～5人
 - スタッフ
 - 作業療法士(北見赤十字病院)、保健師
 - 料金 無料
 - 申込み 1月28日(金)までに福祉保健課高齢者支援係へ

町民課 ☎ 47-2203 役場1階
税の関係 ☎ 47-2193 窓口1番

償却資産の申告を

土地・家屋以外の事業用資産で、その減価償却額が所得の計算上、損金または必要経費に算入できるものは、償却資産として固定資産税の対象になります。

1月1日現在、償却資産をお持ちの方や事業所などは、1月31日(月)までに申告してください。

- 問合せ 町民課資産税係

所得税などの確定申告のお知らせ

令和3年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の相談および申告書の受け付けが、2月16日(水)から始まります。(還付申告の受け付けは、1月5日(水)から)

贈与税の申告の受け付けは、2月1日(火)から始まります。

所得税・贈与税などの申告の相談および申告書の受け付けは3月15日(火)まで、所得税・地方消費税(個人事業者)の確定申告の相談および申告書の受け付けは3月31日(木)までです。

申告書は前年の「確定申告書の控え」や「確定申告の手引き」などを参考に、自分で作成し、早めに提出してください。

税務署の申告相談会場にお越しの際には、印鑑、前年の確定申告書などの控え、使い慣れた計算器具や筆記具をご持参ください。

- 申告時に必要なもの
 - 源泉徴収票、前年中(令和3年1月1日～12月31日)に支払った国民健康保険税・介護保険料・生命保険料などの領収書または控除証明書、印鑑、銀行名および本支店または郵便局の口座が分かるもの、マイナンバーと本人確認書類(運転免許証など)

夜間納税相談および収納窓口開設のお知らせ

日中、仕事などの都合により、納税相談や納付に出向くことが難しい方に、次のとおり夜間納税相談および収納窓口を開設します。

収納窓口では税のほか、使用料など(町に關係するものに限り)も納付することができます。

- とき 1月12日(水)・2月9日(水)
17時30分～20時
- ところ 町民課窓口

医療費控除の提出書類が簡略化されました

従来、確定申告で医療費控除の適用を受けるときは、医療費の領収書を添付していましたが、平成29年分の確定申告から、領収書の添付に代わり「医療費控除の明細書」に医療を受けた人ごと、病院・薬局ごとに医療費の合計を記載して提出することで、領収書の添付が不要となりました。

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で、医療費控除の明細書を作成することができますので、ぜひご利用ください。

医療保険者から交付を受けた医療費通知(「医療費のお知らせ」など)を添付すると明細書の記入を省略できます。

※医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。(税務署から求められたときは、提示または提出しなければなりません)

- 問合せ
 - 北見税務署個人課税第1部門
(☎ 23-7151)

国税庁ホームページ▶



電子申告・納税システム
e-Tax ホームページ▶

